富山市新産業支援センター指定管理者募集要項

１．施設の概要

（１） 名称

富山市新産業支援センター

（２） 場所

富山市下野１６番地　富山大学五福キャンパス工学部敷地内

（３） 土地の所有・面積

富山大学　１，３５６．６２㎡（施設用地 1,093.40 ㎡、埋設管等 264.22 ㎡）

（４） 建物の所有

富山市　延床面積：２，０１６．１８㎡　　建築面積：６１５．６５㎡

（５） 設置施設

レンタルラボ１６室（32.7 ㎡～65.5 ㎡）、クリーンルーム１室（88.9 ㎡）、機器分析室１室（104.5 ㎡）、事務室、商談室２室、プレゼンテーションルーム、研修室、専用駐車場（１０台分）

２．指定管理者の役割

富山市新産業支援センター（以下「センター」という。）は、新たな産業分野において、事業を営もうとする者及び技術又は商品の開発又は研究を行う者を支援し、もって地域経済の発展に寄与することを目的に設置されたものです。指定管理者はセンター入居者をはじめ、市内の創業者や中小企業等に対する技術援助を強化し、入居者や市内企業、産業支援機関、大学関係者の間にネットワークを構築するとともに、共同研究や共同事業などの産学官連携・企業間交流を促進することにより、本市における新産業・新事業の創出を進めます。

３．管理運営業務の範囲等

（１）センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
（２）創業及び経営に関する支援業務
（３）センターの供用に関する業務
（４）研修室の使用の承認に関する業務
（５）研修室の使用料の徴収に関する業務
（６）上記の他、センターの管理に関して市長が必要と認める業務

業務内容の詳細については、別添「新産業支援センター管理運営業務仕様書」を参照してください。

４．管理運営に要する経費の積算

センターの管理運営費については、指定管理者制度の趣旨のひとつである経費の削減を考慮のうえ積算してください。

なお、積算にあたっては、募集要項に添付の平成２０年度予算額及び施設管理に従事している人員の詳細、平成１９年度の決算額及び施設管理に従事している人員の詳細を参考としてください。

５．指定期間

平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日まで

６．利用料金制度の適用の有無

利用料金制度は適用しません。

７． 指定管理業務に必要な資格、免許等

① 消防法第８条の規定による防火管理者の設置が必要です。
② 次に掲げる者のうち、３人以上の常勤職員がいることが必要です。
・工学博士号を取得している者
・理学博士号を取得している者
・薬学博士号を取得している者
・企業における先端技術の開発部門又は事業部門の責任者であった経験を有する者

８．指定管理候補者として選定しない法人等

次のいずれかに該当するものは、指定管理候補者に選定されません。

① 当該法人等の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から２年を経過しない法人等

② 市長、副市長、上下水道事業管理者及び地方自治法第 180 条の 5 の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市の機関等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理業務及び請負をする法人等（市の機関等の場合にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等（公共団体及び公共的団体を除く。）（地方自治法の「兼業禁止」に準じた取扱い）

③ 当該法人等の代表権を有する者のうち、次のいずれかに該当する者がある法人等
ア 公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者
ウ 本市における指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
エ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
オ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（ア～ウは、地方自治法施行令の「一般競争入札の参加者の資格」、エ～カは、地方公務員法の「欠格条項」に準じた取扱い）

④ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の法人等

⑤ 指定管理業務を開始する時点において、富山市内に事業所等を有しない法人等

⑥ 法人等又は法人等の代表権を有する者が、市税を滞納しているもの

⑦ 施設を管理するにあたって必要な資格及び免許等を有していない法人等。ただし、指定管理業務の開始までにそれらを有すること又はそれらを有するものに管理業務の一部を委託することが確実であるものを除く。

⑧ 法人等、法人等の代表権を有する者等（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他団体等にあってはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。）が、暴力団関係者そ

の他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に基づき、指定管理者として選定することが不適当である者。

９．選定方法等

選定は、指定管理候補者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聴き取り審査を行います。

審査は、１１月中旬に行う予定で、非公開とします。

審査にあたっては、次の選定基準に基づき採点し、最高得点のものを指定管理候補者とします。

選定基準	配点
１　住民の平等な利用が確保されていること	１０
２　事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	６０
３　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	２０
４　安全管理及び緊急時対応の体制が確立されること	１０
５　環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営を行っていること	
計	１００

審査結果については、応募者全員にお知らせするとともに、公開します。

１０．継続雇用の提案

指定管理者は、現在、当該管理業務を行っている臨時職員１名の継続雇用について提案してください（提案書の様式はありません。）。なお、継続雇用の提案内容により選定の際の採点に影響を与えることはなく、実際に雇用するか否かや雇用条件については、全て指定管理者の裁量によることになります。

(参考)

臨時職員１名（女性）

１１．指定管理者による自主事業の提案

管理業務仕様書に記載された業務以外に指定管理者が自主事業を行う場合は、「自主事業に関する提案書」を提出してください。

自主事業は、公の施設の設置目的に沿ったもので、施設利用者の利用の障害にならないものに限るものとし、参加者負担金がある場合は、その金額の適正性などについて、市で検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

１２．提出書類

①　指定申請書「様式第１号」

②　応募資格を有していることを証する書類

-1　代表権を有する者全員の身分証明書（禁治産者でない等の証明）

-2　申立書（法人の代表権を有する者全員が、「８ 指定管理候補者として選定しない法人等」の③に該当しないことの申立書）「様式第２号」

-3　市税滞納有無調査承諾書 「様式第３、４号」

-4　資格及び免許等が必要な場合はそれらを有していることを証する書類又は指定管理業務の開始までに有すること等を確約する書類

③　団体であることを証する書類

法人の場合は、定款、寄附行為、登記事項証明書、地縁による団体であることの証明書等。法人でない場合は規約、構成員名簿等

④　法人等の経営状況等がわかる書類

-1　組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類

-2　申請日の属する事業年度の直前２事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類

-3　申請日の属する事業年度の直前２事業年度の法人税申告書の別表１（税務署の受付印のあるもの)、４、５（１）の写し

-4　類似施設の管理実績がある場合は、当該施設の概要、管理体制、収支の状況及び利用状況等がわかる書類（該当するものがない場合は「該当なし」として提出してください。）

⑤　施設管理の基本方針及び事業計画書

-1　施設管理の基本方針　「様式第５号」

施設管理の基本的な考え方、利用者からの要望の把握及びそれへの対応、自己点検及び自己評価の仕組みなど

-2　事業計画書　「様式第６号」

指定期間内の年度ごとの業務計画書、職員の配置計画、個人情報の保護に関する措置、安全管理及び緊急時対応の体制、指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書、現状における環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営の状況、市作成の協定書に対する変更要望など

⑥　その他市長が必要と認める書類

共同体として申請する場合は、その構成員すべての②③④の書類及び「共同体の概要書（共同体の代表者、共同体とすることの必要性・利点、管理業務の実施体制、責任分担のわかる書類)」を提出してください。

１３．指定申請書等の提出先、提出期間及び提出方法等

（１）提出先

富山市商工労働部工業政策課（本庁西館７階）

〒９３０－８５１０　富山市新桜町７番３８号

電話　０７６－４４３－２１６６

（２）　提出期間

平成２０年９月３０日（火）から平成２０年１０月３１日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時３０分まで

（３）　提出方法等

郵送又は持参してください。

提出部数は、片面印刷で正１部、副（１１　自主事業の提案書、１２　提出書類の④⑤⑥、共同体の概要書のみ）１部とします。

郵送の場合は、書留郵便とし、最終日の午後５時３０分まで必着としてください。

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

１４．質疑応答

応募に際してご不明の点等につきましては、平成２０年１０月２０日（月）までご質問をお受けいたします。

ご質問は、末尾に記載のお問合せ先まで電子メール又はFAXでお送りください。

ご質問への回答は、とりまとめのうえ、参考として、応募希望者全員に配布（１０月２４日前後）しますので、応募予定の方は、１０月２０日（月）までに送付先をお知らせください。

１５．現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

参加希望の方は、１０月６日（月）までに指定申請書等の提出先（工業政策課）へご連絡ください。

日時　平成２０年１０月１０日（金）午後２時から　１時間程度

場所　新産業支援センター　４階研修室

１６．事業所税

この施設は、事業所税の非課税対象施設です。

１７．指定管理者の指定及び協定書の締結

指定管理者は、平成２０年１２月富山市議会定例会の議決に基づき指定（決定）されます。

指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。

指定後、市との間で協定書を締結します。

協定事項及び内容については、指定管理候補者選定後に双方協議して定めます。

別添の市作成の協定書に対して変更等を希望される場合は、申請時に「１２ 提出書類」の事業計画書の所定の欄にその内容を記載してください。

１８．指定管理業務委託料

指定期間内の指定管理業務委託料は、予算額以内で毎年度市と協議した額となりますので、申請時に提出された収支予算書に記載の金額を下回ることがあります。

１９．提出書類の取扱い

提出書類はお返しできません。また、市の内部及び指定管理候補者選定委員会における検討に用いるため複写することがあります。

情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものなどを除き公開することがあります。

なお、提出書類のうち「⑤ 施設管理の基本方針及び事業計画書」については、申請書の提出先となった窓口において、審査結果とともに、審査結果の通知の日から起算して１４日間公開します。

ただし、指定管理候補者に選定されなかった法人等の名称は公表しません。

２０．監査

市の監査委員又は包括外部監査人が必要があると認めるときなどは、指定管理者の公の施

設の管理に係る出納関係事務について監査する場合があります。

２１．様式及び添付資料一覧

① 富山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
② 富山市新産業支援センター条例及び同条例施行規則
③ 富山市新産業支援センター管理運営要綱、安全管理マニュアル
④ 富山市新産業支援センター管理運営費の平成２０年度予算額及び管理運営に従事する人員
⑤ 富山市新産業支援センター管理運営費の平成１９年度決算額及び管理運営に従事する人員
⑥ 富山市新産業支援センター管理運営業務仕様書
⑦ 施設管理にかかる外部委託業務仕様書（参考）
⑧ 指定申請書「様式第１号」
⑨ 申立書「様式第２号」
⑩ 市税滞納有無調査承諾書（法人等用）「様式第３号」
⑪ 市税滞納有無調査承諾書（個人用）「様式第４号」
⑫ 施設管理の基本方針 「様式第５号」
⑬ 事業計画書 「様式第６号」
⑭ 新産業支援センター管理運営業務に関する基本協定書の案文（リスク分担表及び個人情報の保護に関する取扱い仕様書を含む）
⑮ 施設のパンフレット、平面図等

お問合せ先
富山市商工労働部工業政策課（本庁西館７階）〒９３０－８５１０　富山市新桜町７番３８号
電話 076-443-2166　担当 笠間　　電子メールアドレス kogyoseisaku-01@city.toyama.lg.jp

富山市商工労働部新産業支援センター
〒９３０－０８７７富山市下野１６（富山大学五福キャンパス工学部敷地内）
電話 076-411-6131　担当　蓮池　　電子メールアドレス sinsangyo@city.toyama.lg.jp

＜新産業支援センター位置図＞

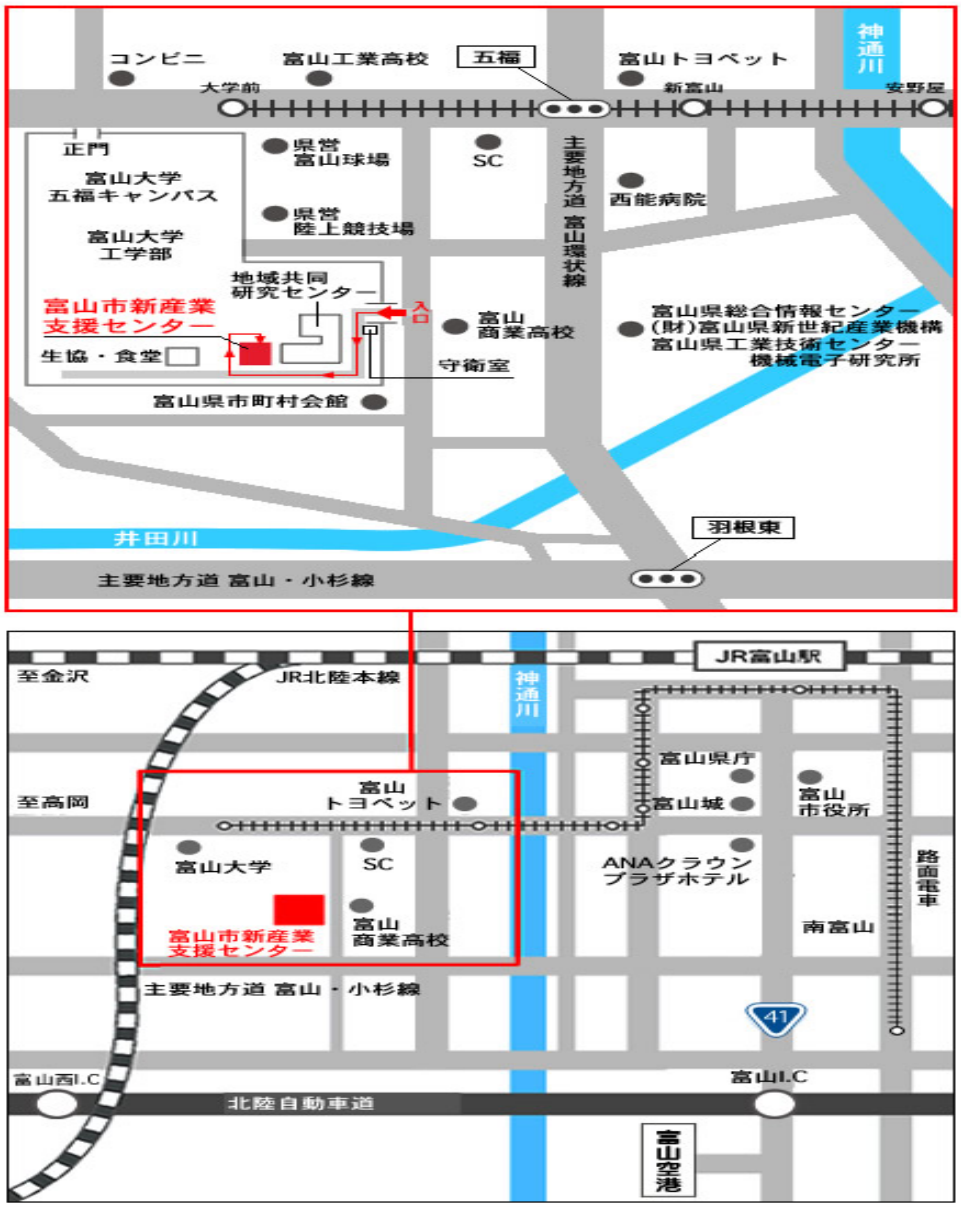

添付資料③

富山市新産業支援センター管理運営要綱

平成１９年４月１日

富山市新産業支援センター管理運営要綱を次のように定める。

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市新産業支援センター条例（平成１８年富山市条例第６６号。以下「条例」という。）及び富山市新産業支援センター条例施行規則（平成１８年富山市規則第８０号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用対象業種）

第２条　レンタルラボ及びクリーンルームを使用することができる業種は、次の各号の事業分野に関する業種とする。

⑴ 医療・生物工学（バイオテクノロジー）、ＩＴ（情報通信技術）、ナノテクノロジー（超精密技術）、環境など今後成長が期待される事業

⑵ その他市長が特に認める事業

（使用承認申請書添付書類）

第３条　規則第２条第１号に定める事業計画書については、様式第１号による。

２　規則第２条第３号に定める推薦書については、様式第２号による。

３　規則第２条第４号に定めるその他市長が必要と認める書類については、次のとおりとする。

⑴ 事業概要書（様式第３号）

⑵ 経営状況表（様式第４号）

⑶ 納税証明書等の写し及び決算書等

⑷ 代表者履歴書（様式第５号）

⑸ その他必要書類

（使用承認取消など通知書）

第４条　規則第６条に定める使用承認取消などの通知については、様式第６号による。

（使用承認事項変更申請（届出）書）

第５条　規則第４条、規則第１２条に定める申請（届出）については、次のとおりとする。

⑴ 規則第４条、規則第１２条第１項第１号及び第２号に定める申請（届出）（様式第７号）

⑵ 規則第１２条第１項第３号に定める届出（様式第８号）

⑶ 規則第１２条第１項第４号に定める届出（様式第９号）

⑷ 規則第１２条第２項に定める届出（様式第１０号）

（使用承認期間延長申請書添付書類）

第６条　規則第５条第１項に定めるその他市長が必要と認める書類については、次のとおりとする。

⑴ 事業計画書（様式第１１号）

⑵ 事業概要書（様式第１２号）

⑶ 決算書等

⑷ その他必要書類

（使用承認後提出する書類）

第７条　規則第１７条に基づき、富山市新産業支援センターの管理に関し必要な書類については、次のとおりとする。なお、以下の書類は、使用承認後提出するものとする。

⑴ 模様替え承認申請書（様式第１３号）

⑵ 原状回復承諾書（様式第１４号）

⑶ 使用請書（様式第１５号）

(4) その他必要書類

（ 細 則 ）

第８条　この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、第３条から第５条まで、第７条及び第８条の規定は、公布の日から施行する。

様式関係は省略。

富山市新産業支援センター安全管理マニュアル

（注：このマニュアルは、現行のものです。）

第１章　総則

（１） 目的

富山市新産業支援センター（以下「センター」という。）において、センターの入居者の安全な事業活動を確保するとともに、国立大学法人富山大学（以下「富山大学」という。）や周辺住民等に対し、危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするため、管理に関する関係者への周知と必要事項を定めるため、富山市新産業支援センター安全管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を設置するものとする。

（２） 関連法令の遵守とマニュアルの適用

センターの入居者（以下「入居者」という。）は、その事業活動にあたり、関係法令を遵守するとともに、施設利用の安全衛生管理上のルールとしてマニュアルに定める事項を守らなければならない。

また、センターは富山大学工学部敷地内に位置していることから、富山大学が規定する基準や規則等についても守らなければならない。

入居者（入居申込者）は、マニュアルの遵守を前提に入居申込みをするとともに、必要に応じ、センター及び富山大学と協議するものとする。

第２章　安全衛生についての役割

（１）入居者の責務

入居者はセンター施設内で行う自らの事業活動についてすべての責務を負うものとし、関係法令などを遵守するとともに、関係諸官庁への届出など必要な届出については入居者の責任において行うものとする。

（２）センターの役割

富山市は、センター全体の安全管理と入居者が行うべき安全管理の的確な支援のため、富山大学と連携して入居者の安全管理に関する周知などを行うものとする。

第３章　募集時の留意事項

（１）募集、申込、審査及び入居決定

富山市は、募集においては、入居申込者に対し、募集要項などを通じ周知するとともに、入居申込者は、条例、規則及びマニュアルの遵守を前提の上、センター内で行う事業活動及び研究開発内容等を記載の上、申込みを行うものとする。

（２）レンタルラボ等の使用条件

レンタルラボ及びクリーンルーム（以下「レンタルラボ等」という。）の用途は、入居者が申請時に提出する事業計画に記載した事業内容とする。用途の変更や事業内容等の変更については、富山市に申請し承認を得なければならないものとする。なお、使用承認書に附帯条件が記載されている者は、当該附帯条件を遵守しなければならない。

（３）禁止事項

①　遺伝子組換え実験

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」）に基づく微生物の使用実験等を行う場合、Ｐ３レベル以上の実験については、禁止する。

②　微生物等の取扱い

病原性微生物の実験を行う場合、ヒトに感染すると重篤な疾病を起こす実験については、禁止する。

③　放射性物質

放射性物質に係る研究については、禁止する。ただし、放射線を利用した検査機器の使用は可能とする。なお、放射線を発生させる機器を設置・使用する場合は、富山市へ書面で事前に申請し、許可を受けること。

④　動物実験

⑤　火薬類及び自然発火物等の製造

⑥　水銀の持ち込み使用

⑦　第１種指定化学物質の使用

⑧　その他

周辺の環境保全に影響を及ぼす可能性があるもの。

第４章　入居時の留意事項

（１）　安全衛生管理基準

①　大気汚染防止対策

入居者は大気汚染防止法を遵守するものとする。

②　水質汚濁防止対策

入居者は水質汚濁防止法、下水道法及び富山市下水道条例を遵守するものとする。

センターには特殊な廃液や実験廃液等を処理する設備はないため、特殊廃液及び実験廃液、機器・器具等の洗浄水等については、専用容器に回収するなど、分別回収をした上、入居者自らの責任において専門業者に処分を委託するものとする。

③　騒音・振動防止対策

騒音については、騒音規制法の規制基準を遵守するものとする。振動については、振動規制法の規制基準を遵守するものとする。ただし、基準値内の活動を行う場合においても、他入居者等の迷惑にならないよう配慮するものとする。

④　悪臭防止対策

悪臭防止法の規制基準を遵守するものする。

⑤　廃棄物の処理

・一般廃棄物

センター内の共用部分に係る廃棄物については、富山市が処分する。ただし、入居者は、一般廃棄物の分別収集及びごみ減量化を徹底することとし、リサイクルが可能な新聞、雑誌、段ボールは入居者の責任で処理するものとする。

・産業廃棄物

入居者は、分別回収等をした上、すべて専門業者に処理を委託するものとする。

なお、専門業者との収集運搬及び処分の委託については、それぞれ産業廃棄物を搬出する入居者と処理業者の間で委託契約を締結するものとする。

なお、入居者は、産業廃棄物を排出する場合、マニュフェストを発行するとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置くものとし、当該責任者に選任された者は、所定の講習を受講するよう努めなければならない。

入居者は特別管理産業廃棄物の保管基準を遵守するとともに、処理に当たっては、入居者の責任において、収集までの一時的な保管場所を用意するものとする。

⑥　遺伝子組換え実験の安全管理

カルタヘナ法に基づく微生物使用実験等については、ウエットタイプのラボに限り、Ｐ１、Ｐ２レベルの実験を可能とする。ただし、センターはバイオハザードに対応した仕様になっていないため、入居者の責任において、手洗器、研究用安全キャビネット、高圧滅

菌器装置の設置の他、空調換気装置などの必要な拡散防止措置を講じるものとする。

この場合、入居者はカルタヘナ法に基づく措置を講ずるため、遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、同委員会の承認書の写しを事前にセンターへ提出するものとする。なお、申込み時に提出する事業計画書等にＰ１レベル、またはＰ２レベルの区別を記載するものとする。

⑦　病原微生物等の取扱いの安全管理

病原微生物等の取扱いについては、入居者において安全管理体制を整え、安全管理基準を策定し、センターに提出すること。

⑧　放射線を利用する検査機器等の取扱いの安全管理

放射線を利用した検査機器等を設置又は使用する場合は、入居者が必要に応じて放射線取扱主任者を置くとともに細心の注意のもと安全管理に努めること。

⑨　高圧ガス類の安全管理

高圧ガス類を使用・保管する場合は、事前にセンターに届け出し、安全管理に努めること。

⑩　薬品（毒物・劇物等）の安全管理

毒物・劇物を保管・使用する場合は、「毒物及び劇物取締法」を遵守するとともに、毒劇物管理責任者を置かなければならない。保管については、鍵のかかる専用の金属性保管庫に保管するなどの盗難防止対策､転倒や容器同士の接触破損の防止対策等を行うとともに、保管庫や容器には必要な表示を行うものとする。

（２）　レンタルラボ等の居室内外の工事等に係る申請

入居時に模様替え承認申請をセンターに提出するとともに、原状回復承諾書をあわせて提出するものとする。

また、入居後に居室内に機械、設備等の工作物を設置または工作等の模様替えをするときは、事前に富山市に申請し、承認を受けること。なお、退去時は原状回復し、富山市に引き渡さなければならない。

（３）　各種保険の加入

入居者は、自らの負担でセンター内における入居者の所有する機械設備等の財産に対する危険、損害を担保、補填する一助として、保険会社と損害保険契約を結ぶよう努めるものとする。ただし、入居者自らの事業活動についてすべての責務を免れるものではない。

第５章　運営時の安全管理の留意事項（安全管理関係）

（１）　事故発生時の危機管理

①　事故発生時の連絡体制の整備

センターは、事故が発生した場合を想定し、関係者に正確に情報が通報されるよう、緊急時の連絡網を策定し、入居者及び関係者に通知する。

②　事故発生時の危機管理対応

センターは、事故が発生した場合を想定し、事故発生の連絡を受けた場合の緊急時対応計画等を検討するものとする。

（２）　施設管理上の安全管理対応

①　センターによる安全管理対応

富山市は入居者使用承認申請書及びヒアリング等を通じて入居者のセンター使用及び安全管理対応を確認の上、必要に応じ関係機関等の指導を仰ぎ、入居者活動上の安全性の確保に努めるものとする。

富山市は、安全管理及び環境保全の関係の関係機関や富山大学と連携を図り、必要に応じ入居者に対するモニタリング調査の実施や安全管理関係の啓発活動を通じ、入居者事業活動上の安全確保に努めるものとする。

② 入居者の安全管理対策

入居者は、センターの安全性を確保するため、センターに対して、以下のものを配置する旨連絡し、必要に応じ、安全管理関係書類の提出や安全管理体制に鑑み適切な防災管理計画を立案及び実行など安全管理を実施する。

ア．安全管理責任者及び日常窓口担当者

イ．防火責任者（火元責任者）及び防火管理担当者

ウ．緊急連絡先（住所、氏名、電話）原則２名以上。

③ 施設点検

施設管理業務は、富山市が行うこととし、センターの良好な維持管理を行うために施設点検等を行い、施設・設備の安全確保を図るとともに以下の業務内容を把握し、施設・設備の異常がないか常時留意するものとする。

施設管理業務（安全管理関係）の内容

ア．設備管理業務

・消防設備（消火器、自動火災報知設備、非常照明設備等の法定点検）

・自動火災報知設備：熱感知器、煙感知器

・昇降機設備（法定点検、定期点検）

・防火扉（定期点検）

・自動扉

・空調設備（貸室の空調設備の管理は入居者管理）

イ．消耗品交換・補充業務

ウ．各種代行業務（電気主任技術者の代行）

エ．その他業務（清掃業務等）

④ センターのセキュリティ確保

富山市は、施設機械警備業務を警備業者に委託しており、センターの特色に合わせた警備形態をとり、センターのセキュリティ確保を図っている。

その他、入居者において独自のセキュリティシステムを構築する場合は、富山市の業務委託しているセンターセキュリティシステムと十分連携を図るものとする。

＜センター機械警備の業務委託＞

ア．目的

機械警備機器等を整備し、センターに係る火災・盗難を防止するとともに、設備警報盤異常の監視、通報及びその他不良行為を排除し、施設・物品の保全を図るものとする。

イ．業務内容

・火災・盗難及び総合警備盤異常の監視、通報不良行為の拡大防止

・事故及び設備等の異常発生時における関係先等への通報連絡

・各種定期報告書及び事故報告書の提出

ウ．警備設備

・センター事務室内への侵入者に対し、人感センサー感知設備配置

（３） 報告及び立入調査

科学技術コーディネーター又はセンター職員により特に指定された者が、センターの使用状況及び入居者の業務状況を把握するため、調査し、報告又は立入りを求めたときは、入居者はこれに協力しなければならない。

入居者は、科学技術コーディネーター又はセンター職員により特に指定された者がセンターの防火、構造の保全その他のセンターの管理に関して調査をし、報告又は立入りを求められたときは、これに協力しなければならない。

上記の調査等により科学技術コーディネーター又はセンター職員が必要と判断する場合は、富山市と協議し、入居者に対して適切な措置を求め、また、入居者の負担において、センターは自らこれをすることができる。

第６章　その他

（１）　健康管理

入居者は、入居者の業務内容に応じた健康管理を実施する。

（２）入居者連絡会定例会

入居者は、センターが主催する入居者連絡会定例会（毎月 1 回開催）に出席しなければならない。定例会におけるセンター事務局からの依頼事項については、入居者は協力しなければならない。また、報告を求められた場合には、遅滞なく報告するものとする。

このマニュアルは、平成１９年４月１日から施行する。

添付資料④

新産業支援センター管理運営費の平成２０年度予算額及び管理運営に従事する人員

１．平成２０年度予算額　　２６，７３１千円

（1）施設管理経費

項目	予算額（円）	内容
１人件費等	１１，９６７，０００	市正規職員（１名）給与、賞与、共済費、通勤手当 常勤臨時職員（１名）賃金、共済費、通勤手当
２消耗品費	５００，０００	新聞３紙、134,780 コピー代 180,000 消耗品 185,000 （文具、ゴミ袋、トイレットペーパー、洗剤等）
３食糧費	１６，０００	評価委員会・運営委員会等お茶代
４印刷製本費	１３０，０００	センターパンフレット（2,000 部）　100,000 専用封筒（角２-2,000 枚、長３-2,000 枚）　29,610
５光熱水費	１，６５０，０００	（事務室及び共用部分） 電気料金　1,500,000 上下水道料金　150,000
６修繕料	１００，０００	小修繕（ラボドア取替え等）
７通信運搬費	２６４，０００	電話料 199,920 インターネット　24,000 郵便料　40,000
８委託料	２，５２６，０００	機械警備　277,200 清掃　1,000,000 エレベーター点検　478,800 消防用設備点検　115,500 電気保安管理　315,000 一般廃棄物収集運搬　226,800 自動ドア点検　60,000 ホームページ改修委託　52,500
９使用料	５６，０００	ホームページサーバー使用料　55,650
10 借上料	６０６，０００	電話機　72,072 パソコン　532,980
合計	１７，８１５，０００	

（2）創業及び経営に関する支援業務の経費

項目	予算額（円）	内容
１科学技術コーディネーターの配置	７，０００，０００	科学技術コーディネーター業務委託
２ビジネスプランコンテスト開催	６００，０００	開催負担金 600,000
３セミナー開催	４３０，０００	起業家セミナー 経営支援セミナー ビジネスプラン作成セミナー　等の開催 講師謝礼 370,000 講師交通費 60,000
４インキュベータ交流事業	２４７，０００	県内インキュベーション施設入居者との交流事業 講演会、商品・技術展示など 講師謝礼 80,000 講師交通費 10,000 パネル等作成 57,000 借上料 100,000
５ビジネスマッチング支援	３７９，０００	とやまＩＴフェア２００８への出展 全国規模のビジネスマッチングフェアへの出展 展示小間料等 224,000 展示パネル作成　90,000 搬送費など 65,000
６他機関との合同開催事業等	２６０，０００	富大、新世紀産業機構等とのセミナー等の合同開催 講師謝礼 200,000 講師交通費 60,000
計	８，９１６，０００	

２．　人員配置

（1）職員等

市職員（常勤）８時間（８時３０分～１７時３０分）　　１人

常勤臨時職員　７．５時間　（８時３０分～１７時）　　１人

（2）業務委託契約した科学技術コーディネーター

１人、常駐（８時３０分～１７時３０分）

（3）経営アドバイザー（中小機構からの無償派遣）

無料経営相談の実施

添付資料⑤

新産業支援センター管理運営費の平成１９年度予算額及び管理運営に従事する人員

１．平成１９年度決算額　　２４，８１７，００３円

（1）施設管理経費

項目	決算額（円）	内容
1職員人件費	１１，９６１，１３３	市正規職員（1名）給与、賞与、共済費 常勤臨時職員（1名）賃金及び共済費
2消耗品費	６７８，５６２	新聞3紙、127,622 コピー代 164,875 消耗品 386,065 （ゴミ袋、トイレットペーパー、洗剤、図書、除雪用品、文具等）
3食糧費	３，７３８	評価委員会、運営委員会等お茶代
4印刷製本費	１１０，４６０	センターパンフレット（2,000 部）　80,850 専用封筒（角２-2,000 枚、長３-2,000 枚）　29,610
4光熱水費	１，１４９，５９１	（事務室及び共用部分） 電気料金　1,033,326 上下水道料金　　116,265
5修繕料	１０３，６３５	小修繕
6通信運搬費	２３３，０９７	電話料 183,746 インターネット　25,851 郵便料　23,500
7委託料	２，５３８，５６５	機械警備　277,200 清掃　885,465 エレベーター点検　359,100（6 月から） 消防用設備点検　115,500 電気保安管理　315,000 一般廃棄物収集運搬　226,800 ホームページ作成業務　609,000
8借上料	６０５，０５２	電話機　72,072 パソコン　532,980
合計	１７，３８３，８３３	

（2）創業及び経営に関する支援業務の経費

項目	決算額（円）	内容
1科学技術コーディネーターの配置	7，000，000	科学技術コーディネーター業務委託
2セミナー開催	154，700	起業家セミナー2回　133,700　講師謝礼・交通費 経営支援セミナー1回　21,000（講師謝礼・交通費）
3インキュベータ交流事業	85，020	起業家実践セミナー 講師謝金・交通費（講演1名、事例発表2名）85,020
4ビジネスマッチング支援	193，450	とやまＩＴフェア２００７への出展 小間料等　110,500 企業紹介パネル作成　82,950
計	7，433，170	

2．　人員配置

（1）職員等

市職員（常勤）8時間（8時30分～17時30分）　　1人

常勤臨時職員　7．5時間　（8時30分～17時）　　1人

（2）業務委託契約した科学技術コーディネーター

1人、常駐（8時30分～17時30分）

（3）経営アドバイザー（中小機構からの無償派遣）

無料経営相談の実施

添付資料⑥

新産業支援センター管理運営業務仕様書

1　総則

（1）業務の目的

指定管理者は、新たな産業分野において、事業を営もうとする者及び技術又は商品の開発又は研究を行う者を支援し、もって地域経済の発展に寄与するために設置された富山市新産業支援センター（以下「センター」という。）を、この仕様書に基づき適正に管理運営するものとします。

（2）開館時間（センター出入口開鍵時間帯）

８：３０～１７：３０

※　レンタルラボ等使用者　２４時間出入可（２４時間対応セキュリティシステム採用）

（3）休館日（センター出入口閉鍵日）

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、
12 月 29 日から翌年の１月 3 日までの日、その他市長が特に認める日

（4）管理体制（職員配置）

指定管理者は、管理者（所長）の他、必要な人員を配置してください。

平成 20 年度の管理体制は下記のとおりです。これを参考に効率の良い管理体制をとってください。

センター所長代理１名　　勤務時間：８：３０～１７：３０
臨時職員１名（補助職員）　勤務時間：８：３０～１７：００

（5）富山大学との施設管理の整合性の確保

センターは富山大学五福キャンパス工学部敷地に設置されていることから、施設の管理や供用にあたっては、富山大学との整合性を確保する必要があります。

（6）富山市新産業支援センター運営委員会による運営方針等の遵守

指定管理者は、富山市新産業支援センター運営委員会に事務局の一員として参加し、運営委員会で決定された運営方針に基づき、管理運営業務を実施するものとします。

（7）法令等の遵守

業務の実施にあたっては、地方自治法、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、富山市新産業支援センター条例及び同条例施行規則、富山市情報公開条例、富山市個人情報保護条例、富山市行政手続条例、協定書及び仕様書等を遵守することとします。

（8）個人情報の保護に関する留意事項

（一般事項）

項目	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項
1 個人情報の取扱いに関する留意事項の	レンタルラボ等使用者、施設利用者の住	管理責任者は、管理業務に従事する者に対し、その業務に関わる個人情報の範囲及びその取扱

職員への周知	所、氏名	いに関する留意事項を個別具体的に指示するとともに、日常業務において必要に応じ指導する。
2 個人情報が記載してある書類等の取扱い	レンタルラボ等使用者、施設利用者の住所、氏名、事業計画書	市の事前承認なしに複写し、あるいは外部へ提供し、若しくは持ち出しをしない。 また、個人情報の記載のある書類等については、パソコンやファクシミリなどの通信回線による送信を行わない。
3 廃棄	レンタルラボ等使用者、施設利用者の住所、氏名	個人情報が記載されている書類等の廃棄については、市に事前に協議のうえ、第三者の手に渡らないよう確実な方法によって処分する。

(個別事項)

項目及び個人情報を取扱う業務の名称	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項及び個人情報の保護に関する措置事項
1 センター研修室使用申請受付、承認	申請者の住所、氏名	取得する個人情報は、申請に必要な事項や減免要件を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
2センター研修室使用料徴収業務	使用者の住所、氏名、金融機関口座、納入状況	担当職員以外は取扱わないこととする。
3センターのレンタルラボ等使用者及び市内事業所等からの経営・技術等の相談及び指導業務	相談者等の住所、氏名、相談・助言内容及び経営状況全般	担当職員以外は取扱わないこととする。
4センターレンタのルラボ等使用者から施設管理に必要な届出書等	緊急連絡網記載の氏名、電話番号、その他届出書記載の内容	担当職員以外は取扱わないこととする。

2　施設及び附属設備等の維持管理業務に関する事項

（1）施設の維持管理業務

① センターの管理運営に係る経費の支払いに関すること

消耗品費、通信運搬費、光熱水費、委託料、機器等借上料、小修繕費、HP 管理費等

② レンタルラボ等の電気メーターの検針及び料金の請求・徴収に関すること

毎月 1 日に、集中検針盤により、入居しているレンタルラボ等の個別メーターを検針し、電力会社からの請求明細に基づき、センターの定める基準で各レンタルラボ等の使用料を算定して、入居者に毎月中旬に請求書を発行し、徴収してください。

なお、電力会社からの請求書（発行日は７日前後）の納期限が当該月（使用月の翌月）21 日であることから、指定管理者は、一旦、センター全体の電気料を支払う（一時的に立て替える）必要があります。

③　水道メーターの検針及び上下水道局への報告に関すること

２か月ごとに（富山市上下水道局の検針日（当センターは偶数月））、集中検針盤により、各レンタルラボ等の水道使用量を検針し、センター親メーターの数値とともに、上下水道局に報告する。料金の請求書は上下水道局から直接入居者に送付されます。

④　大学内の入構許可証の申請受付及び交付に関すること

⑤　施設内備品及びリース物品の管理に関すること

＜管理施設及び備品等一覧＞

ア）管理施設

事務室、レンタルラボ１６室（32.7 ㎡～65.5 ㎡）、クリーンルーム１室（88.9 ㎡）、機器分析室１室（104.5 ㎡）、商談室２室、プレゼンテーションルーム、研修室、展示コーナー、共用室３室、物置２室、専用駐車場（１０台分）

イ）主な備品・リース物品等

◎事務室　・事務机【４】・事務用椅子【４】・書庫【１２】・被服ロッカー【２】
・ノートパソコン【６】電子複写機（FAX 機能付き）【１】電話機【２】
・プロジェクター【２】、録音機【１】、
・冷蔵庫【１】・会議用テーブル【２】椅子【１０】整理棚【２】
・エコボックス【１】、整理庫【１】

◎研修室　・会議用テーブル【１６】・椅子【５０】
・音響設備一式【１】デッキ【１】・MO デッキ【１】
・ホワイトボード【１】・プロジェクター台【１】電話機【１】

◎商談室　・会議用テーブル【３】・椅子【１６】ホワイトボード【２】電子ボード【１】

◎共用室　・ラック【８】

◎展示室　・会議テーブル【４】椅子【１６】図書ラック【２】

◎倉庫　・ラック【４】、脚立【２】掲示板【２】長机【１】パイプ椅子【１０】
パネル一式【１０】

電話機、ノートパソコン、電子複写機（FAX 機能付き）はリース物品であり、平成 19 年４月１日から平成 24 年３月 31 日までの５年間、リース契約を締結しているため、当該契約期間中は当該契約業者と引き続き契約してください。なお、契約期間途中において解約する場合は、指定管理者の負担と責任において行ってください。また、契約期間終了後については、指定管理者が新たに契約するか、再リースの契約をしてください。

a）電話機

契約業者　日立キャピタル株式会社富山支店
月額リース料金　６，００６円（消費税込）
５年間のリース料総額　３６０，３６０円（消費税込）
19 年度（４月～３月）から 23 年度の年間リース料　72,072 円
仕様書等
東芝
ビジネスフォン　主装置　１台
停電蓄電池　１台
主装置据置台　１台

局線ユニット	１台
デジタルボタン電話機	２台
アナログ停電用電話機	１台
示名条片　４台組	１台
コンパクトフラッシュ６４MB	１台
設定費	１式

※　１Ｆ電話機２台、４Ｆ電話機１台アナログ１回線（４Ｆ電話機は発信禁止）
※　配線工事含まず。
※　リース契約期間は、平成１９年４月１日から平成２４年３月３１日（５年間）

b）ノートパソコン

契約業者　　株式会社高志インテック
月額リース料金　　４４，４１５円（消費税込）
5 年間のリース料総額　２，６６４，９００円（消費税込）
19 年度（4 月～3 月）から 23 年度（4 月～3 月）までの年間リース料 532,980 円

仕様等

ノートタイプ	６台
ＣＰＵ	インテル（R） Pentium（R） M 740（1.73GHz）以上
メモリ	1GB 以上で最大２GB 搭載可能なこと （メーカ純正品でかつ、拡張のため１ｽﾛｯﾄの空きを有する）
HDD	80GB 以上 （Cﾄﾞﾗｲﾌﾞ 40GB,Dﾄﾞﾗｲﾌﾞ 40GB）
DVD-ROM／CD-R／ＲＷ	
FDD	3.5ﾃﾞｨｽｹｯﾄﾄﾞﾗｲﾌﾞ ３ﾓｰﾄﾞ × １（外付け不可）

※上記ドライブは同時に使用可能であること。

LAN 接続機能	10/100/1000Mb 対応搭載 × １（PC カード不可）
OS	Windows ＸＰ Professional ＳＰ２ （インストール済みのこと）
表示	カラーTFT 液晶 15 ｲﾝﾁ以上 XGA 1,024×768 ドット以上
USB ﾎﾟｰﾄ	４ﾎﾟｰﾄ以上
PS/2、Mini DIN 6 ピン	×１

バッテリー装備
USB マウス（ホイール付きでメーカ純正品）
マウスパッド
ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ・暗号鍵・電子証明書の保護機能を有すること
BIOS の設定の変更を制限する機能を有すること
USB、光学ﾄﾞﾗｲﾌﾞ、PC ｶｰﾄﾞ、ｼﾘｱﾙ、ﾊﾟﾗﾚﾙ、赤外線通信等の各ﾎﾟｰﾄの使用を制限するツールを装備すること
USB は機器ごとに有効／無効の設定が可能なこと

事務用ソフト	Microsoft Office 2007 Professional DocuWorks6.1
インターネットブラウザ	Internet Explorer 6 SP2 以降

(注)・パソコンに上記ソフトウェアをインストールすること。
・ＯＳ、Office 及びその他上記ソフトウェアは、インストール後に、メディアを富山市に引き渡すこと。

・リカバリーCD 及び取扱説明書は、富山市に納めること。

＜補足事項＞

・ノートパソコン本体は、メーカ純正品とし、すべて同一機種とすること。
・前述のハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
・動作に必要な備品（接続ケーブル等）も仕様に含むこと。
・富山市が指定する業者（以下「指定業者」という。）の指示に従い、６台中３台のみ別紙「パソコン設定一覧」の設定を行うこと。なお、作業は富山市新産業支援センター事務室内指定場所で行うこと。詳細については別途指示します。

C）電子複写機（FAX 等オプション機器含む）

契約業者　　シャープドキュメントシステム株式会社中部支店

カウンター契約料金となっています。ただし、年間使用枚数が白黒５９，４００枚を超えた場合は２．４７円／１枚、カラー６００枚を超えた場合は１２．７１円／１枚です。

月額基本料金　　１３，５８４円（白黒 4,950 枚、カラー50 枚）

5 年間の基本料金総額　２，６６４，９００円（消費税込）

19 年度（4 月～3 月）から 23 年度（4 月～3 月）までの年間基本料金 532,980 円

請求業者　　富山コピー販売株式会社

＜仕様等＞

年間コピー基準枚数　　６０千枚（白黒５４千枚、カラー６千枚）
１分間あたりのコピー枚数　　Ａ４判横換算　４５枚以上
用紙トレイ（両面トレイを除く）　４段
自動用紙選択機能　　有
任意縮小・拡大機能（ズーム）　有
用紙指定自動縮小・拡大機能　　有
自動両面原稿送り装置　　有
両面コピー機能　　有
ソーター　　有
シフトトレイ，オフセット出力　有
その他　　FAX 機能付、カラー印刷
　　パソコン４台接続設定料含む
　　（プリンタードライバーインストール・ＩＰアドレスの設定など）

⑥　施設管理にかかる外部委託業務（個別の仕様書は、別紙（添付資料⑦）を参照してください。）

a）清掃委託業務（委託料年額７８１，２００円）

日常清掃　　毎日

定期清掃　　年２回

事務室、共用部分のフロアー・カーペットのワックス塗布、外窓ガラスの清掃

平成 20 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの間、長期継続契約を締結しているため、当該契約期間中は当該契約業者と引き続き契約してください。なお、契約期間途中において解約する場合は、指定管理者の負担と責任において行ってください。また、契約期間終了後については、指定管理者が新たに契約してください。

契約業者：日本海リース株式会社

3年間の委託料総計　２，３４３，６００円

20年度（6月～3月）委託料　６５１，０００円

21年度（4月～3月）委託料　７８１，２００円

22年度（4月～3月）委託料　７８１，２００円

23年度（4月～5月）委託料　１３０，２００円

b）警備委託業務（委託料年額１２４，７４０円）

公衆回線による機械警備監視（防犯サービス・火災監視サービス）

監視時間　原則17：30～8：30まで。ただし、土・日、祝日、年末・年始は終日。

平成20年6月1日から平成25年5月31日までの間、長期継続契約を締結しているため、当該契約期間中は当該契約業者と引き続き契約してください。なお、契約期間途中において解約する場合は、指定管理者の負担と責任において行ってください。また、契約期間終了後については、指定管理者が新たに契約してください。

契約業者：三友技建株式会社

5年間の委託料総計　６２３，７００円

20年度（6月～3月）委託料　１０３，９５０円

21年度（4月～3月）委託料　１２４，７４０円

22年度（4月～3月）委託料　１２４，７４０円

23年度（4月～3月）委託料　１２４，７４０円

24年度（4月～3月）委託料　１２４，７４０円

25年度（4月～5月）委託料　　２０，７９０円

c）受水槽清掃委託業務（委託料年額３６，７５０円）

受水槽（容量４㎥）の清掃及び水質検査　　年１回

d）一般廃棄物処理業務（委託料年額２２６，８００円）

不燃物　　月２回（第１・３水曜日）

可燃物　　週２回（火・金曜日）

e）設備・機器の保守点検委託業務

ア）昇降機設備保守点検（委託料年額４７８，８００円）

遠隔監視　　常時

定期検査　　随時

イ）電気保安管理点検（委託料年額３０２，４００円）　　毎月

ウ）消防用設備点検（委託料年額１１５，５００円）　　年2回

エ）自動ドア保守点検（委託料年額５８，８００円）　　年2回（正面玄関2箇所）

⑦ センターの軽微な修繕に関すること

⑧ 商談室、プレゼンテーションルーム等の使用受付、貸し出し等に関すること

⑨ センターの安全衛生管理に関すること

⑩ 火災や事故等における危機管理に関すること

⑪ センターのホームページの管理（情報の更新等）及び簡易な改修に関すること

サーバー使用料（32,000円）及び簡易な改修費を委託料に含めてください。

⑫ 富山大学との連絡調整に関すること

⑬ レンタルラボ等使用者連絡会の開催に関すること

⑭　その他、施設の維持管理に関すること

（2）修繕費

①　年間所要見込額　　２００，０００円

レンタルラボ等の鍵等の取替え、又は附帯設備の部品交換などの簡易な修繕

②　修繕費の取扱い

上記の簡易な修繕については、委託料の範囲内で指定管理者により実施していただきますが、災害その他不測の事態によるもの、施設の老朽化等によるもの、又はレンタルラボ等使用者等に責を負えないもの、相手方が特定できない第三者の行為によるものなどで、大規模な修繕が必要となった場合は、事前に市と協議の上、市において予算計上し、市が直接執行します。

（3）安全管理及び緊急時対応に関する留意事項

火元・戸締まりについては、毎日、業務終了時に確認業務を行ってください。

センターは、富山大学五福キャンパス構内に設置されているため、危機管理等については富山大学と連携した危機管理体制及び連絡体制を確立していただきます。緊急時には市及び富山大学に速やかに連絡することとし、情報の共有化を図り迅速に緊急事態に対応できる体制を構築することとします。

不審者の侵入防止及び排除、避難訓練等についても、富山大学と連携・協力して実施していただきます。

（4）保険の加入

現在、市が加入している全国市長会市民総合賠償責任保険では、市の外郭団体や公共的団体等が指定管理者となる場合は引き続き被保険者となりますが、指定管理者が民間事業者の場合は保険の対象となりません。

したがって、当該民間事業者が指定管理者となる場合は、損害賠償時に対応できるよう、原則として現在市が加入している保険と同等以上の保険に加入することとし、応募に際しては、収支計画書に加入予定の保険料の金額を明記してください。

なお、選定の際に、民間事業者の加入する保険料の加算によって、保険料の支払が不要な外郭団体等との間に不利益が生じないよう配慮します。

また、保険に加入しない場合は、損害のてん補の方法を具体的に示してください。

＜現在市が加入している保険の概要＞

市が、次の事故により、住民等第三者の生命若しくは身体を害し、または住民等第三者の財物を滅失・き損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

ア．市が所有、使用又は管理する施設に起因する偶然な事故

イ．市業務に起因する偶然な事故（指定管理者が独自に実施する業務は対象になりません。）

ウ．市が福祉施設・保養施設において生産、販売又は提供する飲食物に起因する偶然な事故

てん補限度額は、次のとおりで、免責金額はなしです。

身体賠償	1人につき	3,000万円
	1事故につき	3億円
財物賠償	1事故につき	1,000万円

なお、保険料は、市の支出する管理委託料に含みます。

3　創業及び経営に関する支援業務

（1）業務方針

① レンタルラボ等使用者に対する技術支援を強化し、新事業の展開を促進することにより、センターからの独立を総合的に支援します。
② レンタルラボ等使用者や市内の企業、大学関係者等との間で産学官連携を進め、広く市内に新産業が生み出される基盤を構築します。

（2）業務内容
① レンタルラボ等使用者の事業進捗状況、新事業展開の方向や課題を常に把握し、新産業評価委員会の個別指摘事項をふまえ、適宜、助言・指導を行うこと。
② レンタルラボ等への入居相談に応じるとともに、入居の申込があった場合は、市と協力して新事業の展開の方向性や実現見通し、資金計画などについて、新産業評価委員会に必要な調査を行うこと。
③ 市内の創業者や中小企業者からの経営・技術等に関する相談を受け、必要な助言・指導を行うこと。
④ 特許や大学研究者との効果的なマッチングの推進を図ること。
⑤ 企業や大学関係者間のネットワークを事務局として構築し、強化すること。
⑥ ネットワークを活用した共同研究や共同事業を推進すること。
⑦ セミナー等を通し有望な新商品のシーズを提供すること。
⑧ 支援機関相互の連携による販路開拓、経営、技術等多様な側面における総合的支援体制の強化を図ること。

（3）業務方法
① 工学、理学、薬学の博士号を保有する者、又は企業における先端技術の開発部門又は事業部門の責任者であった経歴を有する者の中から科学技術コーディネーターを配置（常駐８：３０～１７：３０）すること。（ただし、人選にあたっては、市の了承を得ること。）
② 所長は、科学技術コーディネーターを中心として、工学、理学、薬学の博士号を保有する者、又は企業における先端技術の開発部門又は事業部門の責任者であった経歴を有する者の協働を確保し、入居者及び個別案件ごとの助言内容、評価委員会の個別指摘事項、事業進捗状況、指導方針等を記載した指導台帳を作成し、体系的な支援を行うこと。。
③ 上記（2）業務内容の④以降に掲げる、経営力、技術力向上等の支援業務を組織的に実施すること。

＜参考＞
現在、計画又は実施している事業は次のとおりです。

経営力・技術力等向上及び販路開拓等に関する支援業務	①ビジネスプランコンテストの開催 ②創業者等の経営力・技術力等の向上を図るため、各種研修会の開催（起業家や経営支援等に関するセミナー） ③科学技術コーディネーターの配置 ④入居者の販路・市場の開拓・拡大を支援するため、「とやまＩＴフェア」等への参加・出展 ⑤創業者やインキュベーション施設入居者の交流事業

4 施設の供用に関する業務
富山市新産業支援センター条例及び同条例施行規則に基づき、レンタルラボ等使用者等の使用の便宜に供するよう努めてください。

5 研修室の使用の承認、使用の承認の取り消し及び使用料の徴収に関する業務
指定管理者は、使用申請者から使用承認申請書の提出を受け、指定管理者が承認します。
研修室の使用料の徴収の事務については指定管理者に委託します。

＜参考＞ 過去１年間の研修室使用実績及び使用料収入の状況

① 使用実績　　平成１９年度　使用件数　３６件

内、使用料を徴収した件数　７件

（レンタルラボ等の使用者は無料としています。）

② 使用料収入　　平成１９年度　１９，７４０円

添付資料⑦　　**施設管理にかかる外部委託業務仕様書　＜参考＞**

富山市新産業支援センター清掃業務委託仕様書

1. 清掃委託

富山市新産業支援センターにおいて、日常清掃及び定期清掃業務を行うものとする。

2. 清掃場所

富山市下野 16 番地(富山大学五福キャンパス工学部敷地内)

富山市新産業支援センター

3. 業務内容

●〈 日常清掃業務 〉

毎日(土日・祝祭日及び年末年始を除く)、清掃員を派遣し次に掲げる日常清掃を行うものとする。

(1)床の清掃

ア. タイルカーペット張りの箇所及び玄関マットについては、真空掃除機を用い塵埃を入念に取り除くこと。

イ. 上記以外の箇所については、自在ぼうき・化学処理モップ等を使い、床面のゴミ等を除去すること。

ウ. 上記ア、イに関わらず、汚れが著しい箇所については、洗剤等を使用のうえ十分に洗浄すること。

(2)窓枠、階段手すり清掃

窓枠及びその周辺、階段手すりについては、雑巾等を使用のうえほこりを除去すること。

なお、汚れが著しい箇所については、洗剤等を使用のうえ十分に洗浄すること。

(3)トイレの清掃

ア. トイレ床面については、頻繁に汚れる箇所であり適宜モップ掛けにより対応すること。

なお、汚れが著しい箇所については、洗剤等を使用のうえ十分に洗浄すること。

イ. 便器類については、洗剤又はクレンザーを使い、スチールウール又はたわし類で清掃すること。

ウ. トイレットペーパー及び手洗い用石鹸液は早めに補給すること。

エ. くず入れ及び女子便所の汚物の処理及びその容器の洗浄を行うこと。

(4)玄関及びベランダ出入口ドアの硝子清掃

雑巾等を用い、水拭き(必要に応じて洗剤使用)し、から拭きして十分な透明度にすること。

(5)給湯室の清掃

庁舎内の各階給湯室については、自在ぼうき等を使用し、床面のゴミ等を除去すること。

また、茶殻等の処理を行うこと。流し台排水ネットの交換を行うこと。

(6)敷地内の清掃

敷地内に捨てられた屑殻、異物類を収集し、所定の場所へ捨てること。

(7)ゴミ置場への搬出

各集積場所から、ゴミ置場へ搬出すること。

(8)ゴミ置場の清掃

散乱しているゴミの処理及び床の掃き掃除等を行うこと。

(9)2～4階のベランダの清掃

週 1 回視認して、必要があれば掃き掃除を行うこと

日常清掃の作業範囲

日ごとの清掃範囲については、原則次のとおりとするが、これによりがたい場合は、センターと別途協議するものとする。

毎日	玄関(床・ガラス)、玄関アプローチ、各階トイレ、
月	1階ロビー、給湯室／2階廊下、給湯室
火	3階・4階廊下、給湯室／ゴミ置き場
水	1階事務室、ロビー、給湯室／2階廊下、給湯室
木	3階・4階廊下、給湯室／ゴミ置き場
金	1階ロビー／ベランダ／エレベーター内床／階段／セキュリティー部分階段

＊　2階プレゼンテーションルーム、3階・4階商談室、4階研修室の床は、
月2回程度掃除機による清掃を行うこと。

＊　1階機械室は月1回程度掃き掃除を行うこと。

＊　玄関及びアプローチの天井や壁面の蜘蛛の巣等を除去すること。

●〈定期清掃業務〉

年2回、次の掲げる箇所の清掃を行うものとする。

(1)事務室、商談室等(タイルカーペット部分)

真空掃除機を用い、ジュータン、カーペット類のほこりを入念に取り除くこと。

洗剤を使い、十分洗浄すること。汚れが著しい箇所はシミ取り専用の洗剤を使い、汚れの硬化を防ぐこと。

⑵ロビー、廊下、湯沸し室等(ビニル床シート部分)

自在ぼうき・化学処理モップ等を使い、床面のゴミ等を入念に取り除くこと。

洗浄洗い後、樹脂ワックスによる仕上げを行うこと。

⑶便所

床面(ビニル床シート及びタイル部)は自在ぼうき・化学処理モップ等を使い、床面のゴミ等を入念に取り除くこと。

洗浄洗い後、樹脂ワックス等による仕上げを行うこと。

陶器類は薬洗浄すること。

⑷窓ガラス清掃

窓ガラスクリーニング(外面)を行う。

4.　床仕様　　(単位:㎡)

	カーペット床	エンビシート床	合計
1階	64.7	207.7	272.4
2階	22.0	185.7	207.7
3階	14.8	205.1	219.9
4階	14.8	280.7	295.5
合計	116.3	879.2	995.5

＊　階段含む

5.　その他

清掃業務にかかる道具物品及び消耗品については、受託者の負担とし、
電気・水道については、市の負担とする。

＜参考＞

新産業支援センター機械警備業務委託仕様書

１．警備委託

委託施設にかかる火災、盗難、破壊、不正行為及び加害行為を予防し、発見に努め、防止し、人命・財産の安全を保存することを目的として、警備業務を行うものとする。

２．委託期間

平成２０年6月１日から平成２５年5月３１日までとする。

３．警備の場所

富山市下野１６　（富山大学五福キャンパス工学部敷地内）
富山市新産業支援センター

４．建物構造等

鉄筋コンクリート4階建
建築面積　　６１５㎡
延べ床面積　２，０１６㎡　　内、事務室床面積　６３㎡

５．警備の範囲

①　防犯警備　　１階事務室
②　火災警備　　全館

６．警備方法

機械警備の方法により、次のとおりとする。
（1）退出時遠方通報監視装置のコントロールボックスをセットした時から翌日（翌日以降の日が休日である時は、その休日の翌日）の出勤時にセットを解くまでとするが、その間に施設を使用する場合は、セットを解く場合がある。
（2）火災警報においては、２４時間体制とする。
（3）警備に使用する通信回線は、受託者の負担とする。

７．警備時間

退出時遠方通報監視装置のコントロールボックスをセットした時から翌日（翌日以降の日が休日である時は、その休日の翌日）の出勤時にセットを解くまでとする。

８．管制本部等の設置

富山市近傍地以内の地域に管制本部（以下「管制本部」という。）を設け、警備業務に関する責任者を常駐させるものとする。

警備期間中管制担当員を定め、管制本部に設置されているセントラルマシン（中央管制表示盤）により委託施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を期さねばならない。

９．緊急事態の対応及び連絡

委託施設に異常事態が発生したことを知った場合には、直ちに緊急要員を出動させると同時に、巡回機動隊に緊急連絡を行い、異常の初期対処を行うとともに、直ちに消防署、警察署、施設の長又は施設の長の指名するものに連絡しなければならない。

１０．警備業務実施計画書の提出

警備業務の実施にあたり、あらかじめ委託施設に警備装置を設置した詳細な実施事項を定めた警備業務実施計画書を作成し、施設の長に提出しなければならない。

この場合の作成にあたっては、施設の長及び委員会の意見を聞き了承を求めるものとする。

１１．警備状況の記録

緊急警備員は、緊急出動時に行った点検処置の要点について委託施設に警備報告書を提出しなければならない。

１２．警備員の服務及び身分証明

警備員は、警備業務を行うときは、所定の服装を着用するものとし、身分証明書を携帯しなければならない。

１３．鍵の使用及び保管

警備に必要な施設等の鍵を、施設の長の了承を得て借用するものとし、警備業務以外に使用してはならない。

施設の鍵は、契約期間中、責任を持って確実な場所に保管し、不要となった時は、直ちに施設の長に返還しなければならない。

１４．特記事項

新産業支援センターは富山大学五福キャンパス工学部敷地内にあり、同一敷地内の施設相互における火災等の対応を図るため、センターの火災報知機と富大の火災報知機は連動しているなど、富山大学との協力体制がとられている。

万一の場合には、火災等の報知から現地確認、また処置内容、原因などの報告はもとより、富大守衛室との連絡、連携した活動が必要であることから、富山大学の機械警備及び常駐警備の受託業者と一体的な協力体制のもと緊密な連携を図ること。

＜参考＞

新産業支援センター受水槽清掃業務委託　仕様書

１．委託期間

平成２０年8月２５日から平成２０年１０月３１日までとする。

２．履行場所

富山市新産業支援センター１階受水槽

富山市下野１６（富山大学五福キャンパス工学部敷地内）

３．業務の内容

（1）委託期間中に1回実施する（土曜日又は日曜日を基本とする）。

（2）受水槽（容量4㎥）1基の清掃（水による清掃2回、次亜塩素酸ソーダ100ppm（遊離残留塩素）液による消毒2回）

（3）水道法に基づく水質検査機関＜（社）富山県薬剤師会医薬品総合研究センターまたは（株）安全性研究センター＞で水質検査（16項目）を受けること

＜水質検査項目＞

「一般細菌」、「大腸菌」、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」、「鉄及びその化合物」、「塩化物イオン」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」、「PH値」、「味」、「臭気」、「色度」、「濁度」、「鉛及びその化合物」、「亜鉛及びその化合物」、「銅及びその化合物」、「蒸発残留物」

５．作業の手順

（1）　作業前に、清掃しやすいように槽のまわりを整理整頓しておく。

（2）　槽内を照明する場合は、照明器具は防水型のものを使用し、特に漏電に注意しなければならない。

（3）　水中ポンプを必要数入れ、排水作業をする。水中ポンプ投入に当たり、必ず付属ロープにて吊り下げること。（電源コード利用厳禁）

（4）　水中ポンプ始動と同時に、ポータブルファン等による槽内換気を行う。

（5）　高圧洗浄機等により槽内全面を洗浄した後、次亜塩素酸ソーダ100ppm（遊離残留塩素）液により消毒する。

（6）　洗浄開始と同時に、スィーパーの吸水用ストレーナー等を槽内最低面に置き、洗浄汚水の排水作業を開始する。

（7）　第1回洗浄終了と共に、槽内付属機器の点検、手入れ並びに金属部の錆落としを行い、必要ならば防錆処理を行う。特に、ボルト・ナット・割りピン等については、脱落等の場合も考えられるので、十分注意すること。

（8）　第2回目の洗浄及びスィーパーによる洗浄汚水の完全な排出を行う。

（9）槽内に異物等がある場合は、完全に取り除くと共に、工具部品等の置き忘れのないよう点検確認する。

（１０）再度、次亜塩素酸ソーダ100ppm液により消毒し排出を行う。特にこの作業においては、古い水の一滴なりとも残すことが許されないので、衛生的な細心の注意を必要とする。

（１１）１５分～３０分後に水張りを実施すると共に、各種自動機器の作動を点検する。

（１２）作業終了後、通常の使用状態に入る前に、遊離残留塩素の検査を行い、基準値（0.2ppm）以上の含有量があることを確認するものとする。

（１３）必要に応じて受水槽の外部を、水洗いもしくは手拭きすること。

（１４）責任者は、最終検査を実施し、「貯水槽清掃結果報告書」を作成し、センターに提出する。

なお、報告書には、作業工程毎に写真を添えるものとする。
（内部：清掃前・清掃後　　外部：清掃前・清掃後）

（１５）作業終了後、現場引上げに当たっては、貯水槽内部に工具などの忘れ物がないか確認し、機械器具の撤収等、責任者は十分な注意をもって実施するものとする。

（１６）水道法に基づく水質検査機関による水質検査結果報告書を速やかに提出すること。

６．留意事項

（１）作業員の健康管理

作業員は、定期健康診断のほか、法定伝染病、腸内細菌（赤痢・腸パラチフス・サルモネラ）、O－157 等、当該業務を実施するに当たり、不適用と判断される身体衛生条件にないことを、医師の検診により確認した者であること。

（２）作業員の資格等

作業責任者は、貯水槽衛生管理技術講習会の課程を修了したもの以上の有資格者であること。

（３）使用機材・機器

① 貯水槽の清掃に使用する用具は、新品といえども、あらかじめ消毒液で消毒した後使用しなければならない。

② 消毒液は、次亜塩素酸ソーダ（遊離残留塩素 100ppm）とする。

③ 貯水槽清掃用機器材は、これを専用とし、他に使用してはならない。

④ 機材・器具は、常に点検整備し、使用前には、次亜塩素酸ソーダ液（遊離残留塩素 100ppm）を含む清潔なウエスで拭くこと。特に、槽内に持ち込む機器は、充分に清毒しなければならない。

＜参考＞

富山市新産業支援センター一般廃棄物運搬業務委託仕様書

１．委 託 期 間　平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで

２.業務の目的　富山市新産業支援センターから排出される一般廃棄物を収集及び運搬すること、また、産業廃棄物を収集・運搬及び処理することを目的とする。

３．排出事業所　富山市新産業支援センター
富山市下野１６番地（富山大学五福キャンパス工学部敷地内）

４．業務に必要な車両・機材等の整備
（１）受託者は、本業務に必要な一切の車両・機材等について、自己の負担において用意しなければならない。
（２）受託者は、本業務において使用する収集運搬車両については、自己の負担において任意保険（対人無制限、対物五百万円以上）に加入しなければならない。
（３）受託者は、本業務において使用する収集運搬車両については、すべて事業用自動車でなければならない。
（４）受託者は、本業務に使用する収集運搬車両の両側面に、社名、業務内容を表示しなければならない。
（５）受託者は、本業務において使用する収集運搬車両の車種、車両番号、規格等を記載した「車両台帳」を本市に提出しなければならない。また、車両を変更した場合は、変更理由、車種、車両番号、規格等を記載した変更届を速やかに提出しなければならない。
（６）受託者は、常に、車両の清潔を保持するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

５．必要な人員の確保及び労務管理
（１）受託者は、円滑な業務執行が可能な従事員等を確保しなければならない。
（２）受託者は、収集運搬従事員とは別に、業務総括責任者、運行管理者、安全運転管理者を定め、あらかじめ本市へ報告しなければならない。業務総括責任者は、契約書、仕様書等を熟知し、本市との連絡を緊密にとりながら、委託業務を適正円滑に遂行するものとする。
（３）受託者は、従事員の労務管理について一切の責任を負うものとする。また、本業務の公共的使命の重大性に鑑み，従事員の争議／退職／欠勤などが生じた場合にも代替要員を確保し、本業務の執行を確実に行うとともに、労務管理を十分に行なわなければならない。
（４）受託者は、従業員に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めなければならない。
（５）本業務の従事員で、本市が本業務遂行上不適格と認めた場合、受託者は速やかに当該従事員を本業務から離し、代行者としての承認を受けたものを従事させなければならない。

６．業務内容
（１）委託する一般廃棄物の種類、日数、搬入先
種類：可燃物
日数：２回／週（火曜日・金曜日）
搬入先：富山地区広域圏クリーンセンター
中新川郡立山町末三賀１０３番地４

（2）委託する産業廃棄物の種類、数量、処分場

種類：廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず、木くず

日数：２回／月（第１・第３水曜日）

処分場：株式会社　富山環境整備　環境事業部

富山市婦中町吉谷３番地３

（3）積替保管

乙は、甲から委託された廃棄物の積替を行なわないこと。

＜参考＞

富山市新産業支援センター
昇降機設備保守管理業務仕様書

１　目的

富山市新産業支援センターの昇降機設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図ることを目的とする。

２　対象

所在地　　富山市下野１６番地
　　富山大学五福キャンパス工学部構内
施設名　　富山市新産業支援センター
品　名　　Ｐ－15－ＣＯ60　（日立製）１台
　　積載荷重 1000 ㎏　15 人乗、定格速度 60m／min 、停止箇所 4 か所

３　委託期間

委託期間は平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで

４．業務内容

定期点検――月１回（現地での機器点検）
遠隔点検・診断及び異常監視・直話（専用回線による）――常時

５　仕様書詳細

別紙のとおり

＜参考＞

富山市新産業支援センター電気保安管理業務委託仕様書

１．電気保安管理業務委託

富山市新産業支援センターにおいて、電気保安管理業務を行なうものとする。

２．設備容量

電灯変圧器　２００KVA×１台

動力変圧器　３００KVA×１台

３．業務内容

１　電気工作物の工事、維持及び運用について、設計の審査、工事中点検並びに巡視点検、測定試験を行い、経済産業省令で定める電気設備及び発電用火力設備に関する技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行なう。

２　電気関係事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、富山市若しくは電力会社等から通知を受けた時、並びに業者が巡視点検の際に発見したときは、次の保安業務を行なう。

（１）応急措置の指導

（２）原因調査の協力

（３）再発防止措置の指示、助言

（４）必要に応じて精密点検

（５）電気関係事故報告及び手続の指導

３　低圧電路の絶縁状態を監視する装置が設置されている場合は、絶縁監視装置から警報を受けた場合の応急措置の指導、助言及び必要に応じての点検を行なう。

４　電気事業法に規定する立入検査の立会いを行なう。

４．業務の方法と回数

１　通常点検は、主として運転中の施設の巡視点検をすることをいい、保安規定に基づき需要設備は１回／１ヶ月行なう。

２　定期点検、主として施設の運転を停止して点検試験をすることをいい、保安規定に基づき１回／年行なう。

３　精密点検は、異常の発生又は発生のおそれのある場合等、必要の都度その原因調査のため精密な点検を行なう。

５．業務場所

富山市下野１６番地

（富山大学五福キャンパス工学部敷地内）

富山市新産業支援センター　　（以 上）

＜参考＞

富山市新産業支援センター消防用設備保守点検業務仕様書

１　目的

富山市新産業支援センターの消防用設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図ることを目的とする。

２　対象

所在地　　富山市下野１６番地
　　富山大学五福キャンパス工学部構内
施設名　　富山市新産業支援センター

３　委託期間

委託期間は、平成２０年4月１日から平成２１年3月３１日まで

４　一般事項

（1）　受託者は業務の実施にあたり、事前に「保守点検業務年間計画」を作成し、委託者富山市新産業支援センター（以下「センター」という。）に提出すること。

（2）　受託者は保守点検業務を行う際には、事前にセンターに連絡し、センター職員の立会のもとに実施すること。

（3）　受託者は本設備の機能保持のため、6ヵ月に１回、消防設備士の資格を有する技術員を派遣して、消防法及び同法施行令、同法施行規則などに基づく点検を行い、センターの防火管理者の行う点検業務を補佐すること。

（4）　センターは常に設備が正規の状態にあることに留意し、万一、火災その他によって機器が作動したとき、又は事故を発見したとき、あるいはこの設備に影響を及ぼす恐れがある模様替え等の工事を行うときは、速やかに受託者に通知し、センター・受託者協力して設備の保全に努めなければならない。

（5）　定期点検試験に必要な材料は、全て受託者の負担とする。

（6）　次に掲げる費用は、センターの負担とする。

ア．センターの都合による工事又は模様替等のため、設備の移設もしくは改修を必要とする場合

イ．設備の破損もしくは老朽化による機器の取り換えが生じ、センターが認めた場合

ウ．天災地変及びセンターの責任により機器に損害を生じた場合

（7）　受託者は保守点検業務終了後、直ちに「点検結果報告書」を作成し、センターに提出すること。

（8）　受託者は、故障等緊急の場合は、その都度呼び出しに即時応ずるものとし、迅速に正常に復するよう措置するものとする。

（9）　受託者は、保守点検業務実施中において、各機器の部品の取替えその他の修理を要する箇所を発見した場合は、その都度センターに連絡し、その指示を受けるものとする。

５　特記事項

センターは富山大学工学部敷地内にあり、センターの火災報知機は富山大学の火災報知機と連動していることから、点検にあたっては富山大学の火災報知機の機能を十分調査のうえ実施するものとし、点検実施日は富山大学と連絡調整すること。

6　対象設備の内容

（1）　自動火災報知設備

受信機　　Ｐ－１級　９／３０回線	１台
差動式スポット感知器	４７個
定温式スポット感知器	６個
煙感知器	１５個
発信機	４個
電鈴	４個
常用電源及び非常電源	１式
表示灯	４個
配線（絶縁抵抗測定含む）点検	１式

（2）　消火器設備

粉末ABC１０型消火器	９本
粉末ABC５０型消火器	１本

（3）　防排煙設備

煙感知器　第３種	７台
防火扉	９台
防火シャッター	２台

＜参考＞

富山市新産業支援センター自動ドア保守点検業務仕様書

1　目的

富山市新産業支援センターの自動ドアの性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、自動ドアの耐久化を図ることを目的とする。

2　点検対象の自動ドアの型式・場所

品　名　　DES１５０HPW１SS　　２台
製造番号　０００００１８７０４　及び　０００００１８７０５

場　所　　正面玄関・風除室
富山市下野１６番地（富山大学五福キャンパス工学部構内）
富山市新産業支援センター

3　委託期間及び保守点検の回数・実施時期

委託期間は契約締結の日から平成２１年3月３１日まで
点検の回数は２回とし、実施時期は８月及び２月を基本とする。

4　業務内容

（1）　点検項目

㋐ドア、サッシ部
㋑懸架部
㋒動力部、作動部
㋓制御装置
㋔センサー部
㋕電気回路
㋖総合動作
㋗その他

（2）　保守点検内容

㋐各部の確認
機能または部品の劣化破損状況等の有無を視覚又は検査機器で確認

㋑制御装置の精密点検整備
作動状況を視覚または検査機器で確認するほか、開閉速度の調整

㋒検知器の精密点検
作動状況を視覚、検査機器で確認するほか、取付ビス検知範囲、検知感度等の総合的判断による確認調整

㋓各部の清掃等
・ドア、サッシ部の建付け調整及び補修、清掃
・自動ドアボックス内の動力部、作動部の調整及び補修、清掃
・電気回路の絶縁抵抗の測定と一次電流及び二次電流側での電圧測定、電線被膜の亀裂、破損の補修

5　留意事項

（1）受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
（2）受託者は保守点検業務を行う際には、事前にセンターに連絡し、センター職員の立会のもとに実施すること。

（3）受託者は業務の実施にあたり、資格、技能等に適した従業員を配置し、誠実かつ善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。
（4）受託者は業務の実施にあたり、責任者を選任し、次の任にあたらせるものとする。
・委託者との連絡調整
・業務に従事する受託者の従業員の管理及び指揮監督
（5）受託者は業務に関する実施計画を作成し、委託者の承認を得て計画的に業務を実施するものとし、終了後は、その都度業務点検報告書をもって速やかにその状況を委託者に報告し、委託者の指定する検査員の確認を受けるものとする。
（6）受託者は、点検業務実施中に対象機器、装置等に異常を認めた時は、直ちに適切な措置を講じるとともに、委託者等に通知しなければならない。
（7）保守点検に必要な材料は、全て受託者の負担とする。
（8）不時の故障に際して委託者から連絡があった場合は、受託者は直ちに技術員を派遣し、点検するとともに、修理が必要な場合は委託者の指示に従うものとする。
（9）受託者は、故障等緊急の場合は、その都度呼び出しに即時応ずるものとし、迅速に正常に復するよう措置するものとする。

添付資料⑭

富山市新産業支援センターの管理運営業務に関する基本協定書

富山市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、富山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年条例第３０９号。以下「手続条例」という。）第７条の規定により、富山市新産業支援センター（以下「センター」という。）の管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この基本協定は、センターの管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この基本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（管理業務の範囲）

第２条　乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

（２）　創業及び経営に関する相談、助言に関する業務

（３）　センターの施設の供用に関する業務

（４）　研修室の使用の承認に関する業務

（５）　研修室の使用料の徴収に関する業務

（６）上記の他、センターの管理に関して市長が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の詳細は、「富山市新産業支援センター管理運営業務仕様書」に定めるとおりとする。

（使用料の徴収の委託）

第３条　甲は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 158 条第１項の規定に基づき、研修室の使用料の徴収に関する事務を乙に委託するものとする。

（指定管理者の責務）

第４条　乙は、手続条例、富山市新産業支援センター条例、同条例施行規則及び関連する法令等を遵守するとともに、センターを常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない

２　乙は、施設及び施設利用者に事故及び災害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行ったうえ、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

３　乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、その状況について、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定期間等）

第５条　甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。

２　管理業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（管理業務委託料）

第６条　甲が乙に支払う指定期間中の管理業務委託料は、○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）を限度とする。

２　各年度の管理業務委託料は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成２１年度　○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）

平成２２年度　○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）

・

・

３　甲は、前２項の管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。

（リスク分担）

第７条　管理業務に関するリスク分担については、「富山市新産業支援センター管理業務リスク分担表」のとおりとする。

（物品の所有の帰属）

第８条　乙が管理業務委託料により購入した物品は、乙の所有に属するものとする。

（管理業務計画書の提出等）

第９条　乙は、毎年度２月末までに、翌年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

（１）管理業務の概要及び実施時期

（２）管理業務の実施体制

（３）収支計画書

（４）管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制

（５）その他甲が必要と認める事項

２　乙は、前項の管理業務計画書を提出した後に、計画を変更する必要が生じた場合は、変更の内容について甲に協議のうえ、必要に応じて変更後の管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

（管理業務報告書の提出）

第１０条　乙は、毎月１０日までに、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び研修室使用料の収入状況等を記載した管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

（事業報告書の提出等）

第１１条　乙は、毎年５月末までに、前年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

（１）管理業務の実施状況及び施設の利用状況

（２）研修室使用料の収入状況

（３）管理業務の経費の収支状況

（４）その他甲が必要と認める事項

（管理業務の報告、調査、指示）

第１２条　甲は、前３条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

２　甲は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（帳簿等の保存）

第１３条　乙は、管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から５年間保存しなければならない。

（指定の取消等）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対しその状況を確認のうえ、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（１）地方自治法第 244 条の２第 10 項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき

（２）この基本協定に違反したとき

（３）指定管理候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき

（４）申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき

（５）団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき

（６）組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

（不完全履行による管理業務委託料の減額及び損害賠償）

第１５条　甲は、乙が管理業務の一部を履行しないとき、又は管理業務の履行が不完全であるときは、管理業務委託料からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（原状回復義務等）

第１６条　乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

第１７条　乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（第三者に対する損害の賠償等）

弟１８条　管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

（秘密保持義務等）

第１９条　乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

２　乙は、富山市個人情報保護条例第９条、第１０条及び第５５条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、「富山市新産業支援センター管理業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書」に定める事項を遵守しなければならない。

（情報公開）

第２０条　乙は、富山市情報公開条例第２８条の規定により、情報公開を行うための必要な措置を講ずることとし、乙に対し管理業務の実施に関し乙が保有する情報の公開の申し出があったときは、公開対象となる情報の公開に努めるものとする。

（名称等の変更の届出）

第２１条　乙は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、直ちに、その旨を甲に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２２条　乙は、この基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第２３条　乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（基本協定の変更）

第２４条　管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この基本協定を変更することができる。

（年度協定書の締結）

第２５条　甲及び乙は、第６条第２項の管理業務委託料及び同条第３項の規定により甲乙協議のうえ定められた管理業務委託料並びに第９条の規定により提出された管理業務計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に富山市新産業支援センターの管理運営業務に関する年度協定書を締結するものとする。

（協議）

第２６条　この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項について

は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２１年１月〇日

甲　富山市新桜町７番３８号
富山市
富山市長　〇〇〇

乙

平成２１年度富山市新産業支援センターの管理運営業務に関する年度協定書

富山市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、富山市新産業支援センターの管理運営業務に関する基本協定書第２５条の規定により、平成２１年度の富山市新産業支援センターの管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり年度協定を締結する。

（管理業務委託料）

第１条　平成２１年度の管理業務委託料は、○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）とし、支払予定は次のとおりとする。

○月　○○○円

○月　○○○円

・

・

（管理業務の内容）

第２条　乙は、基本協定第９条の規定による平成２１年度管理業務計画書に基づき、管理業務を実施するものとする。

この年度協定の締結を証するため、この年度協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２１年４月１日

甲　富山市新桜町７番３８号
富山市
富山市長　○○○

乙

富山市新産業支援センター管理業務リスク分担表

△は従分担

種　類	主　な　内　容	負担者	
		市	指定管理者
法制度変更	施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設	○	
税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、すべてのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
	上記のうち、消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく管理委託費を支払うことにより市が当該費用を負担する。	○	
金利変動			○
物価変動			○
政策転換	施設の廃止により指定管理業務の継続が困難になった場合、施設用途の変更により管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など	○	
許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
住民及び施設利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟		○
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
	上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	○	
書類の誤り	仕様書等の市がその内容について責任を負うべき書類	○	
	指定申請書等の指定管理者がその内容について責任を負うべき書類		○
資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払い遅延による損害	○	
	指定管理者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○
施設、設備、備品、資料等の焼失、滅失、損傷、盗難等	指定管理者の故意、過失によるもの		○
	レンタルラボ等の鍵等の取替え、又は附帯設備の部品交換等の簡易なもの。 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が次の金額以下のもの 各年度　２００，０００円 上記金額を超えることが見込まれるときは、市と事前協議するものとする。		○
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	指定管理業務により損害（個人情報の漏えい、不正利用等による損害を含む。）を与えた場合		○
事業の終了	政策転換による指定管理者の撤収費用	○	
	指定期間の終了、指定の取消による指定管理者の撤収費用		○

富山市新産業支援センター管理運営業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書

Ⅰ 一般事項

1　個人情報の保有の制限等

(1)　乙は、個人情報を保有するに当たっては、この協定による管理業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

(2)　乙は、特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(3)　乙は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、市の承認を得なければならない。

2　個人情報の取得の制限

(1)　乙は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(2)　乙は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。

(3)　乙は、個人情報を取得するときは、本人の同意があるとき又は人の生命、身体、財産の保護のために緊急に必要があるときなどの場合を除き、原則として本人から取得しなければならない。

3　利用目的の明示

乙は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき又は取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

4　正確性の確保

乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

5　不要となった個人情報の取扱い

乙は、この協定が終了したとき又は保有する保有個人情報が不要となったときは、速やかに当該情報を市に譲渡し、又は市の指示のもとに適切な手段により速やかに廃棄し、若しくは消去しなければならない。

6　事務を委託する場合の措置

乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

7　従事者の義務

個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

Ⅱ 個別事項

項目及び個人情報を取扱う業務の名称	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項及び個人情報の保護に関する措置事項

1 富山市新産業支援センター研修室使用申請受付、承認	申請者の住所、氏名、納入状況	取得する個人情報は、申請に必要な事項や減免要件を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
2富山市新産業支援センター研修室使用料徴収業務	使用者の住所、氏名、金融機関口座、納入状況	担当職員以外は取扱わないこととする。
3富山市新産業支援センターレンタルラボ等使用者及び市内事業所等からの経営・技術等の相談及び指導業務	相談者等の住所、氏名、相談・助言内容及び経営状況全般	担当職員以外は取扱わないこととする。
4富山市新産業支援センターレンタルラボ等使用者から施設管理に必要な届出書等	緊急連絡網記載の氏名、電話番号、その他、届出書記載の内容	担当職員以外は取扱わないこととする。

添付資料⑮

入居の対象となる方

- 大学等研究者や学生、企業から独立する方等で、創業者・ベンチャー企業と認められる方
- 新技術・新商品の開発または共同研究を行う企業
  （入居に際しては、新産業評価委員会において審査を行います）

施設概要・使用料

タイプ	レンタルラボ				クリーンルーム	機器分析室	共有スペース
面　積	32.7㎡	36.2㎡	39.4㎡	65.5㎡	69.0㎡	104.5㎡	●展示・談話スペース（1階） ●プレゼンテーションルーム（2階） ●商談室（3階・4階） ●研修室（50人収容）（4階）
部 屋 数	7室	6室	2室	1室	1室	1室	
月額使用料	69,670円	76,000円	92,740円	137,550円	186,600円	—	
	（産学連携によるベンチャー企業の方は使用料が半額に減免されます。）						
主な設備	●天井高 2.5m　●荷重 700kg/㎡（床上）　●床荷重 500kg/㎡ ●電話設備：別線（別途費用負担） ●ネット環境：光ケーブル・ADSL・CATV（別途費用負担） ●電気容量：単相 100V／200V 最大 10kVA／室、3相200V 最大 100kVA／室 ●空調設備：個別空調（電気料金は自己負担） ●換気設備：全熱交換型換気扇（電気料金は自己負担） ●給排水口・給水設備：1次側配管済（1階）からの配管工事費・使用料は自己負担） ●基本設備：図面提供時の不整備にてキャップ止め ●入退室管理：セキュリティシステムによる24時間入退室可能						
使用者の負担（使用者で負担）	●レンタルラボで使用する電気料、水道料、ガス料 ●電話、インターネット、ケーブルテレビ使用料 ●産業廃棄物処理費用料　●各ラボで使用する設備・機器類の購入・搬出経費　など						

ACCESS

お問合せは　富山市商工労働部新産業支援センター

〒930-0856 富山市下野16（富山大学五福キャンパス工学部敷地内）
TEL 076-411-8131／FAX 076-411-7337
e-mail：sinsanpou@city.toyama.lg.jp
URL　http://www.toyama-sinsangyo.jp/

産学官連携・研究開発型ベンチャー企業等支援施設

富山市新産業支援センター

富 山 市

新産業支援センターとは

富山市新産業支援センターは、医薬バイオ、ナノテク、IT、環境など、今後成長が期待される新産業を育成することを目的に平成19年4月に富山市が富山大学五福キャンパス工学部敷地内に設置しました。

センターでは、研究開発型ベンチャーや創業者、今後事業化を目指す企業等の皆様を支援するためのレンタルラボを設置し、多くの支援メニューを備えております。また、産学官連携の拠点施設として、地域に先端技術を根付かせ、多彩な産業の集積と魅力ある雇用の場の創出に努めます。

施設のレイアウト

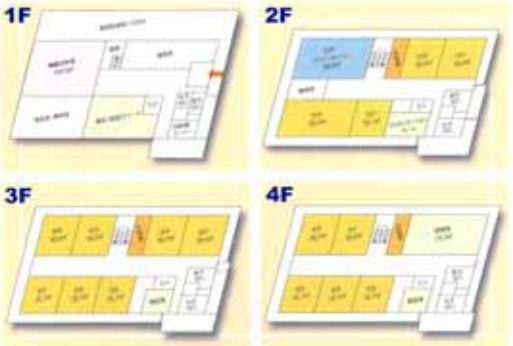

主な支援メニュー　入居者以外の方も利用できます。

1. コーディネータによる総合的支援

専門的知識を有するコーディネータが常駐し、入居者からの様々なご相談に対応します。また、産学官連携の窓口機として、富山大学や富山県立大学等の高等教育機関や民間企業とのマッチングを支援します。

2. 専門家による相談窓口

中小企業基盤整備機構北陸支部から企業支援の専門家（中小企業診断士等）の派遣を受け、創業や新事業開拓などに関する様々な経営課題の解決について無料で相談に応じます。（隔週　月・水・金）

3. 外部支援専門家による課題解決や支援

経営、技術、財務、法律、特許、ＩＴなどに関する外部支援専門家を登録し、要望があれば派遣相談に応じるなど、企業の成長・発展を支援します。

4. 研修会・勉強会

創業・ベンチャー・新分野進出に関する様々な研修会や勉強会、セミナーを開催します。

5. その他の支援

大学発ベンチャーの発掘・育成を図り、将来的にセンターへの入居を促進するため、大学等と連携して学生等を対象としたビジネスプランの募集や入居者と県内外の企業とのビジネスマッチング、販路拡大のための市場調査などの支援を行います。

機器分析室では、富山大学が所有する各種分析装置を大学の規定料金に準じた額で利用できます。

■ 産学官連携・新事業分野への進出の拠点

- 富山大学や富山県立大学等の高等教育機関が有する技術シーズや研究成果、人材、機器等の活用による起業や事業化の拠点施設として、また、産学官連携の交流拠点として利用できます。
- 研究成果の事業化を目指す研究者や学生、また、新事業・新商品開発のため、大学等の研究者と共同研究を行う企業の方に最適な施設です。
- 富山大学地域共同研究センターに隣接しており、同センターとの連携が可能です。

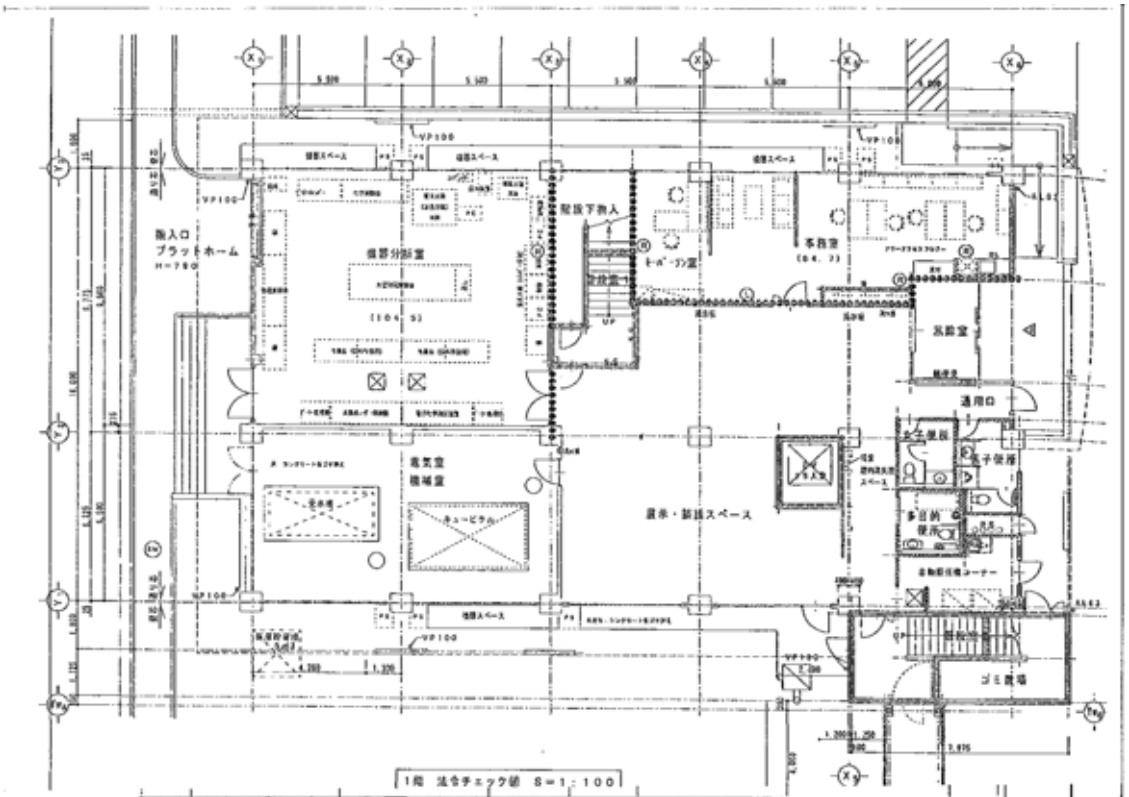
1階 法令チェック図 S=1:100

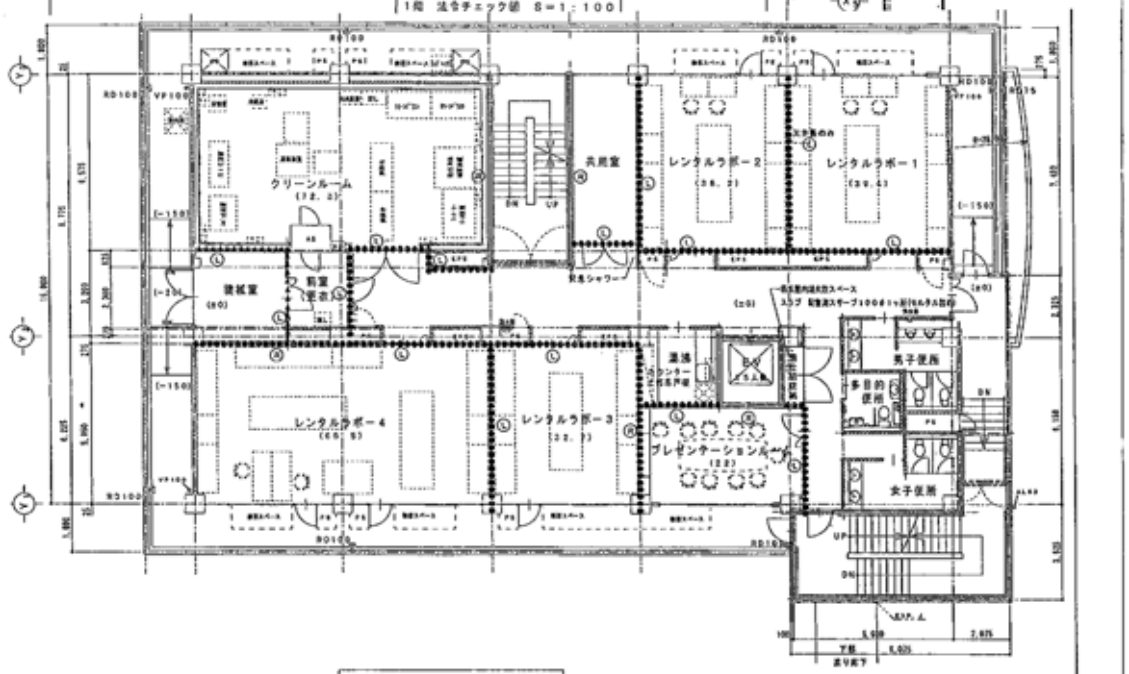
2階 法令チェック図 S=1:100

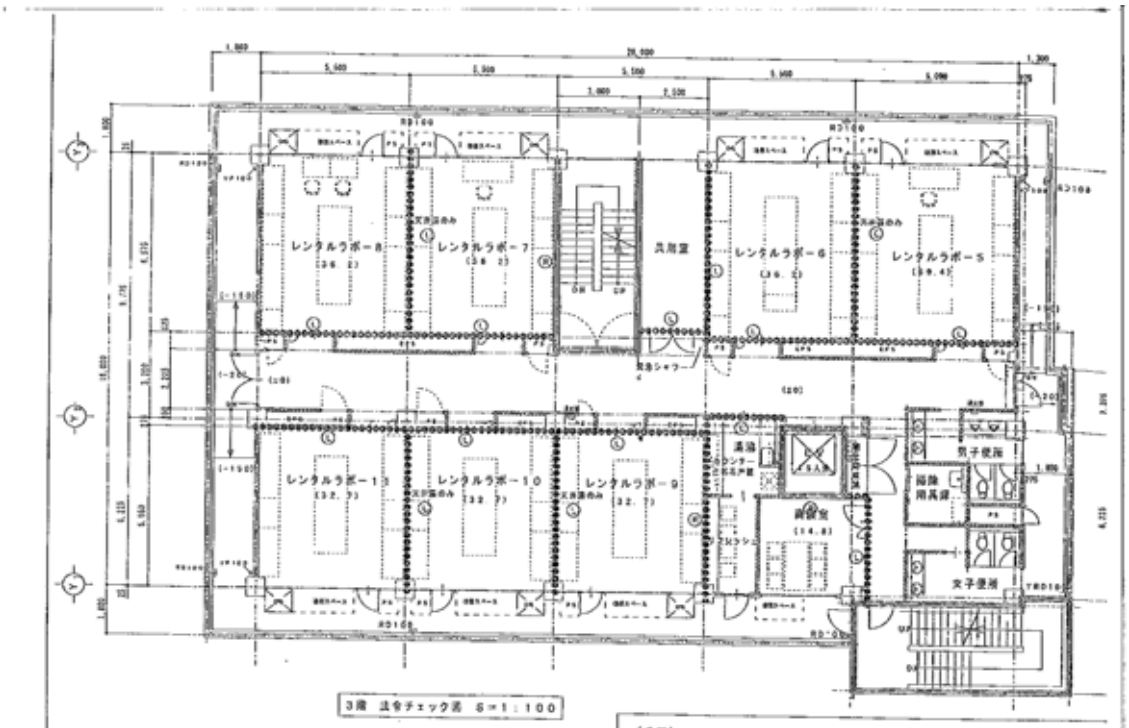

3階　法令チェック図　S＝1：100

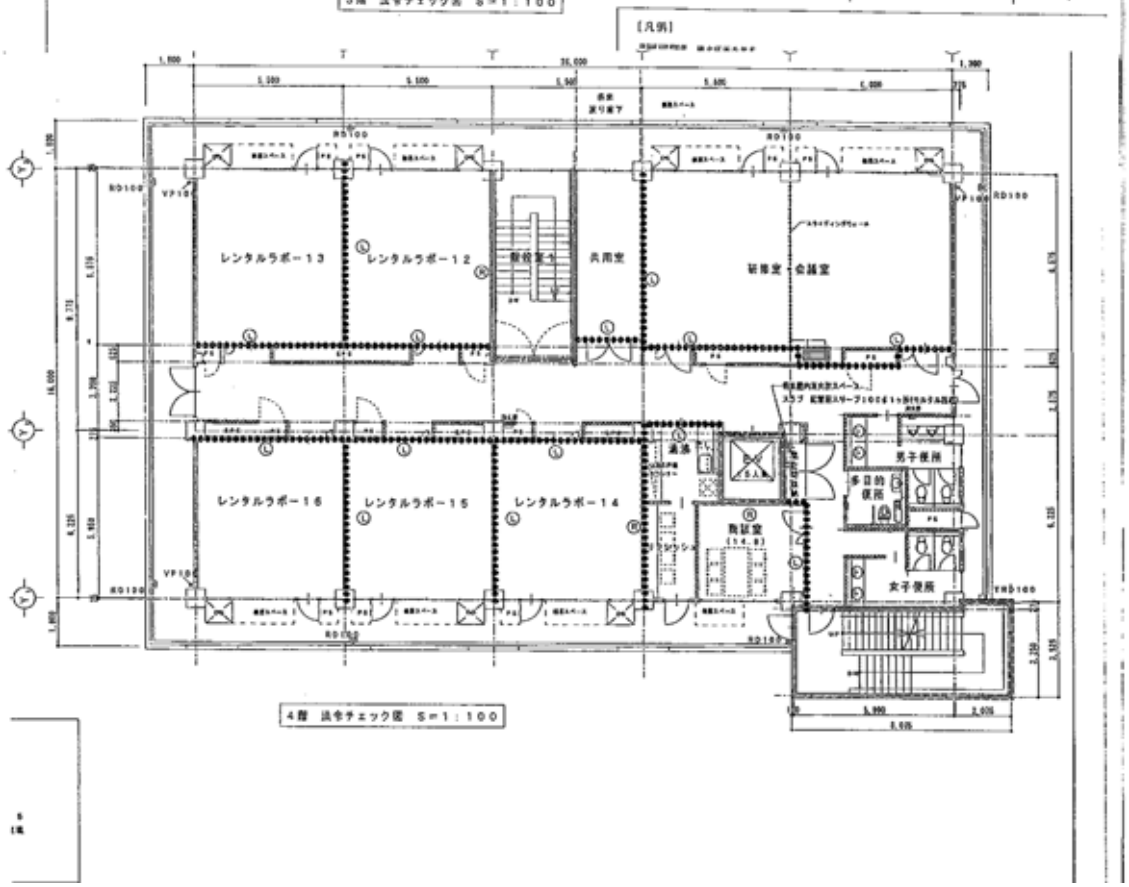

4階　法令チェック図　S＝1：100